

重 要

令和7年6月16日

宮川町民の皆様へ

7月以降の投票所について（お知らせ）

平素は各種選挙の執行に対し格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、打保地域の各区および北区よりいただきました意見書に基づき、「打保投票区」および「杉原投票区」を「林投票区」に統合し、これに伴い「林投票区」の名称を「宮川投票区」と改めました。

これに伴い、7月執行予定の参議院議員通常選挙より、宮川町民の皆様の投票所は以下となりますので、よろしくお願いいたします。

お住まいの区		投票区	投票所
中央、丸山、巢之内、 種蔵、菅沼、三川原、 忍、打保、戸谷、中沢 上、塩屋、北	⇒	宮川 投票区	宮川振興事務所 (宮川町林 50 番地 1)
大無雁、落合	⇒	角川 投票区	河合振興事務所 (河合町角川 223 番地 1)

【お知らせ】

期日前投票期間中に、打保地域・北区の地域へ事務従事者等が出張し、「打保期日前投票所」・「杉原期日前投票所」を開設します。こちらは打保地域・北区の住民の方だけでなく、飛騨市選挙管理委員会から入場券が届いている（住所がある）方ならどなたでもご利用いただけます。

日時などの詳細は、7月初め頃に改めてご案内いたします。ぜひご利用ください。

【お問い合わせ】

飛騨市選挙管理委員会（飛騨市役所総務課内）

☎ 73-7461

飛騨市選挙管理委員会宮川出張所

（宮川振興事務所 総務市民福祉係）

☎ 63-2311